

市会議案第 2 2 号

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を
果たすことを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 1 0 日提出

吹田市議会議員 玉井美樹子

同 山根 建人

同 益田 洋平

同 村口久美子

同 竹村 博之

同 塩見みゆき

同 柿原 真生

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（案）

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから78年が経過した今も被爆者の苦しみは続いており、核兵器のない世界の実現は被爆者の切なる願いである。

昨年6月、核兵器禁止条約の初めての締約国会議が開催され、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ「ウィーン宣言」と、具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択された。この会議には条約締約国以外にも、核の傘の下にありながらもオブザーバーとして参加した国があった一方で、我が国を含め、核保有国やその同盟国で参加しなかった国もあった。今後、核兵器禁止条約を効果的に運用し発展させるには、これらの国を含め、より多くの国が条約や会議に参加し、議論することが重要である。

こうした中、今年5月、G7長崎保健大臣会合では各国閣僚が長崎市の平和公園で献花を行い、G7広島サミットでは各国首脳が核兵器のない世界に向けた議論を行うなど、核保有国やその同盟国のリーダーが被爆地を訪れ、被爆の実相に触れた機会として、国際的な注目を集めた。

今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たさなければならない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

吹 田 市 議 会